

○厚生労働省・経済産業省令第一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第十一条の二第一項の規定に基づき、厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

経済産業大臣 赤澤 亮正

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和七年厚生労働省・経済産業省令第一号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表のように改める。

改正後	改正前
~~(関係者に対する協力の求めの申出)~~ ~~第九条 法第十一条の二第一項の規定による申出をしようとする認定供給確保事業者は、様式第十二の二による申出書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。~~ (定期の報告) ~~第十条 (略)~~ (申請等の方法) ~~第十一条 法第九条第一項、法第十条第一項及び第二項並びに法第十二条並びに第二条、第五条、第六条、<u>第九条及び前条</u>の規定による厚生労働大臣及び経済産業大臣に対する認定申請書、変更申請書、届出書、報告書その他の書類の提出は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大~~臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大~~臣が提出を受けた日~~において他の大臣に報告されたものとみなす。 (取組の実施の支障時等の報告) ~~第十二条 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、厚生労働大臣及び経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、<u>法第十一条の二第一項の規定による申出をする場合は、この限りでない。</u>~~	(新設) (定期の報告) ~~第九条 (略)~~ (申請等の方法) ~~第十条 法第九条第一項、法第十条第一項及び第二項並びに法第十二条並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による厚生労働大臣及び経済産業大臣に対する認定申請書、変更申請書、届出書、報告書その他の書類の提出は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大~~臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大~~臣が提出を受けた日~~において他の大臣に報告されたものとみなす。 (取組の実施の支障時等の報告) ~~第十一条 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、厚生労働大臣及び経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。~~

様式第一を次のように改める。



様式第一（第2条第1項関係）

供給確保計画の認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1 名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

(注) 3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

3 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の供給の現状

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状

特定重要物資等の品目名：		
①生産量		
①－1 国内生産量		/月
①－2 国外生産量		/月
①－3 主要な原材料国内生産量（原材料毎）		/月
①－4 主要な原材料国外生産量（原材料毎）		/月
②調達量		
②－1 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－2 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－3 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－4 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
③最終製品販売量		
③－1 国内販売（供給）量		/月
③－2 国外販売（供給）量		/月

(注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。

(注2) 取組実施前の前事業年度の実績をもとに記載すること。

(注3) いずれの項目についても、単位（台、式、t等）の記載を行うこと。

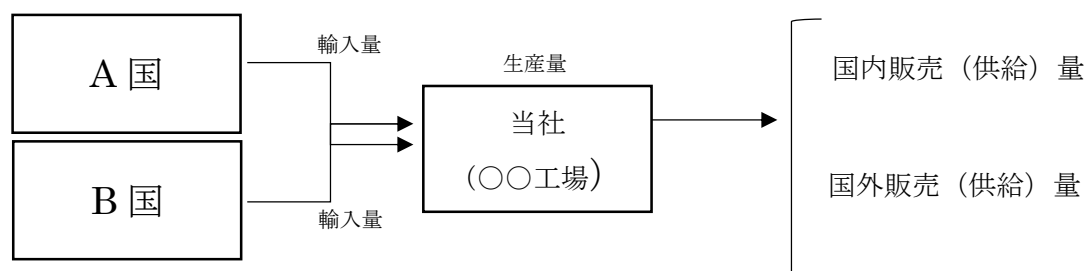
(注4) 必要に応じ、行を追加して記載すること。

(注5) 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。

(注6) 記載対象は、取引量の多い上位3社（企業の名称及び調達先国・地域）について記載すること。なお、3以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

(2) 上記(1)で記載した供給先・調達先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

(記載例)



(注1) 申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（1）及び（2）を記載すること。

(注2) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。

4 取組の内容及び目標

(1) 取組の背景

--

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度、代替供給確保の可能性等）、取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

(2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

特定重要物資等の品目名：
(記載例) 〇〇（品目名）について、国内生産体制を整備することにより、海外からの供給途絶時においても国内へ切れ目なく供給するため、〇〇工場において〇〇（品目名）の生産に必要な新たな設備を導入する。

(注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。

(注2) 取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等が変化すると見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

(注3) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

(3) 取組の内容及び目標数値

実施予定の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標を具体的に記載すること。

取組番号	取組
1.	生産基盤の整備
2.	供給源の多様化
3.	備蓄
4.	生産技術の導入・開発・改良

--

(注) 本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

(2) 計画全体のスケジュール

特定重要物資等の品目名：	
2025 年度	(記載例) ○月 ○○工場での土壌整備開始 ○月
2026 年度	○月 ○○工場での設備導入完了 ○月
2027 年度	
2028 年度	○月 ○○を達成【中間目標】
2029 年度	
2030 年度	
2031 年度	
2032 年度	○月 ○○を達成

(注) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

(3) 取組実施時期

特定重要物資等の品目名：			
取組の内容	着手 (発注)	設備設置、研究開発等 に要する期間	供給開始 (初出荷)
	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間必要)	年 月
	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間必要)	年 月
	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間必要)	年 月
継続生産期間： 年			

(注1) 取組の内容については、上記4(3)で選択したものを記載すること。

(注2) 着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

(注3) 複数の異なる取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。
また、複数の取組を実施する場合及び2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

(4) 取組において支援措置の対象とする施設の内容

特定重要物資等の品目名：					
取組の内容（注１）					
施設の名称					
施設の所在地（住所）					
敷地面積		m ²	建築面積		m ²
施設の説明 (現在の施設との相違点や必要性など)					
安定供給確保への効果 (施設整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)					
総従業員数（うち技術者数）（注２）		人（ 人）			

（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。

（注２）取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

（注３）土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図を提出すること。

（注４）複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別施設ごとに記載すること。

(5) 取組において支援措置の対象とする設備の内容

特定重要物資等の品目名：	
取組の内容	
設備の名称	
設備の所在地（住所）	
単価及び数量	単価（円）： 数量（単位）：
合計金額（円）	
設備の説明	（現在保有している設備等と比較した供給能力や製品スペック、生産性等の相違点）
安定供給確保への効果	（設備導入により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載）

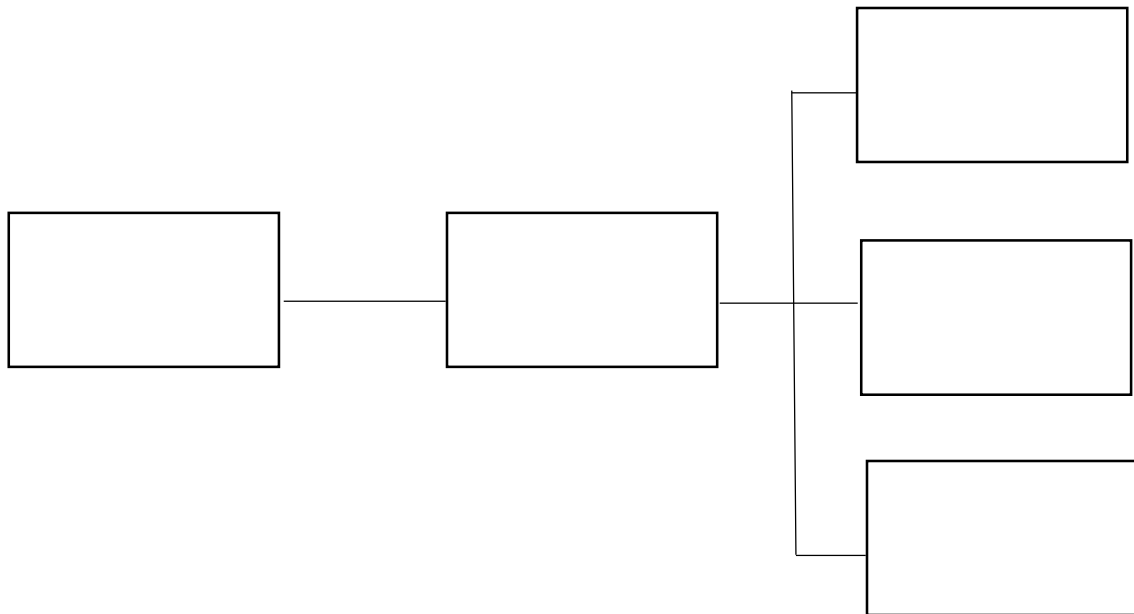
（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。

（注２）複数の設備を導入する場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

（注３）設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要がわかる資料を添付すること。

6 取組の実施体制

(実施体制図 (記載例))



(実施体制に関する状況)

(取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況)

(注1) 安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図などを活用して記載すること。その際、安定供給確保取組方針第3章第5節に関する事項を実施体制に関する状況として記載すること。また、省令※第12条の報告を行う体制についても明記すること。なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し、対策を実施するための社内体制の整備状況について、それぞれ記載すること。

(注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

※ 厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和七年厚生労働省・経済産業省令第一号）

7 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 _____

(単位：百万円)

調達方法 費用	政府関係金融機関 からの借入れ	民間金融機関等か らの借入れ	助成金	その他	事業費合計	備考
2025 年度	(額) (金融機関名)	(額) (金融機関名)	(資 金 内 訳)			
2026 年度						
2027 年度						
2028 年度						
2029 年度						
2030 年度						
2031 年度						
2032 年度						
合計額						

(注1) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳とともに記載すること。

(注2) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名とともに「備考」に記載すること。

(注3) 8において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

(注4) 複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(注5) 計画実施期間内の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

8 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	(希望する場合○)
a. 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	
b. 中小企業投資育成株式会社法の特例	
c. 中小企業信用保険法の特例	
d. 安定供給確保支援法人による助成	
e. 安定供給確保支援法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給	

(2) (1) の支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設 備等の種類	数量	単価	希望する措置 金額と方法	設置場所
(導入年度を記載)					○円 (例：(1)のa)	○○工場
(導入年度を記載)						
(導入年度を記載)						

合計額				
-----	--	--	--	--

9 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	措置の内容
1. サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	☐ 現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 (具体的な措置内容) ※自由記載
2. 外国為替及び外国貿易法や国内関係法の適切な遵守	☐ 特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法を遵守する。 (具体的な措置内容) ※自由記載
3. 事業継続計画の策定	☐ BCP を策定している。 (具体的な措置内容) ※自由記載
4. 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときの報告体制の構築	☐ 計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を厚生労働大臣及び経済産業大臣に報告する体制を構築している。 (具体的な措置内容) ※自由記載
5. 経営体制に関する状況 (注3)	(具体的な措置内容) ※自由記載 (記載例) ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、必要な体制を構築又はそれに準ずる取組を実施している。 ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。
6. その他取組方針への適合性に関する事項 (注4)	(具体的な措置内容) ※自由記載 (記載例) ・自社の日本国外の拠点の活用について、有事の際には供給が途絶するなど流通リスクがあることを考慮し、適切な措置を講じている。

(注1) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

(注2) 確保措置の内容欄の「☐」にチェックを入れるか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

(注3) 経営体制に関する状況として、①事業者の立地状況及び当該立地に基づく外国の法的環境等による影響の有無並びにその状況、②コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況について記載すること。

(注4) 本申請に係る特定重要物資等の安定供給確保取組方針第4章において、人材育成・確保等の要件・配慮事項が課されている場合はそれらの事項について漏れなく記載すること。

1 0 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

項目	措置の内容
(1) 需給ひっ迫時の対応	☐ 平時を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の供給その他の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に資する措置を実施する。 (具体的な内容) ※自由記載
(2) 供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置	(具体的な措置内容) ※自由記載 (記載例) ・継続的な設備投資又はより効率的な製図工程の実現、コスト縮減のための研究開発を実施する。 ・次世代の人材育成に取り組む。 ・感染症流行など有事の際の需要にも対応可能な供給計画を作成する。

1 1 許認可等の取得又は申請の状況

必要となる許認可等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況
〇〇許可 (●法第●条)	〇年〇月に取得済 (有効期限: 〇年〇月) 〇年〇月に申請 (〇月に許可見込み)

(注1) 取組の実施に際して他の法令 (外国の法令を含む。) に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの (以下この号において「許認可等」という。) を必要とする場合には、その許認可等の取得又は申請の状況について記載すること。

(注2) 許認可等を受けていることを証する書面若しくは許認可等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

1 2 申請を行う事業者の営む業種における競争の状況 (複数の事業者による申請を行う場合)

--

(注) 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類

1－(1)	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
1－(2)	申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2－(1)	申請者の最近三期間の事業報告の写し
2－(2)	申請者の最近三期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	省令*第2条第2項第3号に該当することを証する書類
4	省令*第2条第2項第4号イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことを証する書類
5	安定供給確保取組方針第3章に定める認定要件に該当することを証する書類

※ 厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和七年厚生労働省・経済産業省令第一号）

（備考）

1. 厚生労働大臣・経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二の次に次の様式を加える。



様式第十二の二（第9条関係）

関係者に対する協力の求めの申出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条の2第1項の規定に基づき、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるため、下記のとおり同条第2項の規定による措置をとるよう申し出ます。

記

1 供給確保計画認定番号

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等名

認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等 _____

3 認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるに至った事由

4 措置の内容

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三を次のように改める。



様式第十三（第 10 条関係）

認定供給確保計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 12 条の規定に基づき、 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 供給確保計画認定番号 _____
- 2 認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資 _____
- 3 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の品目名：		
①生産量		
①－1 国内生産量		/月
①－2 国外生産量		/月
①－3 主要な原材料国内生産量（原材料毎）		/月
①－4 主要な原材料国外生産量（原材料毎）		/月
②調達量		
②－1 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－2 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－3 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月

②－４ 原材料名 (調達先企業名称、国・地域の名称)		/月
③最終製品販売量		
③－１ 国内販売（供給）量		/月
③－２ 国外販売（供給）量		/月

(注１) ２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。

(注２) 取組実施後の直近の事業年度の実績をもとに記載すること。

(注３) いずれの項目についても、単位（台、式、t等）の記載を行うこと。

(注４) 必要に応じ、行を追加して記載すること。

(注５) 原材料等の供給状況を把握するため、特定重要物資等の生産のために基幹的な役割を果たす原材料と位置づけるものについて記載すること。

(注６) 記載対象は、取引量の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

４ 実施した特定重要物資等の供給確保のための取組の実績

取組番号	取組の内容
1	(例) ●●製造設備の能力増強 ・・・
2	

(注１) 取組の内容については、供給確保計画と実績の比較を含め、報告すること。

(注２) 株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。

(注３) ３以上の取組を実施する場合は、行を追加して記載すること。

５ 目標の達成状況

特定重要物資等の品目名：	
計画時の目標数値	
目標数値の達成状況	

(注) ２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加して記載すること。

６ 特定重要物資等の安定供給確保のための取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実績

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。